

要領様式第2号

出張報告届

令和2年11月26日

吹田市議会議長様

会派名 自由民主党紳の会

出張者氏名 白石透 

(印)

(印)

(印)

(印)

(印)

(印)

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	NHK名古屋放送センタービル内教室(名古屋市東区)		
期 間	令和2年11月24日から11月25日まで2日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備 考	地方公共団体における財政援助団体等への監査の基本実務～不正事例から監査の着眼点を学ぶ～ I 財政援助団体等の監査の概要 II 財政援助団体等について III 財務諸表監査と内部統制 IV 不正とその対応 V 財政援助団体等の監査の着眼点	認印	会派代表者 



NOMA

行政管理講座

報告書

地方公共団体における
財政援助団体等への監査の基本実務

～不正事例から監査の着眼点を学ぶ～

日程：令和2年11月24日（火）～11月25日（水）

場所：NHK名古屋放送センタービル内教室

講師：公認会計士・税理士 林 伸一 氏

都市監査基準逐条解説によると、監査手法は以下の10項に分類されて
いる。

① 実査・・事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によ
って直接検証することをいう。

② 立会・・主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸を行う際に、
現場に立ち会い、その実施状況を観察して正否を確かめることを
いう。

③ 確認・・事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証
明書等をもって確認することをいう。

④ 証憑突合・・資産、負債、取引や事象が正しく記録されているこ
とを、その根拠となる資料等で確かめることをいう。

- ⑤ 帳簿突合・・帳簿を相互に照合して、正しく転記されていることを確かめることをいう。
- ⑥ 計算突合・・記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめることをいう。
- ⑦ 分析的手続・・事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比例別、問題別等に分析して異常の有無を確かめることをいう。
- ⑧ 質問・・事実の存否又は問題点について、監査等対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求めるることをいう。
- ⑨ 観察・・他の者が実施するプロセスや手続を確かめることをいう。
- ⑩ 閲覧・・紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめることをいう。
と、されている。これらの手法を参考に、アプローチしながら監査をより中身の濃い監査にすべきといわれる。
不正リスクの例では、例えば、横領の場合、【動機】としては金銭問題や会社への不満、【機会】としてはチェック体制の形骸化や出納担当者の権限集中、【正当化】として、一時的に立替えるだけ、給与の補填など、動機・機会・正当化、の3要素をともなう。

このような不正リスクを見逃してはならない。また、非営利組織における不正の状況は、国や地方自治体においては、会計検査院から不適切な事務処理を指摘されることが多い。また、談合・収賄など首長・議員・職員等の個人的なものも多い。一方、民間との違いは、民間企業（上場企業）は、大手電機やIT企業などで粉飾の報道があるようないかに会計不正が多いが、非営利組織においては、横領・着服が多い。これは、非営利組織は民間企業に比べ、売上や利益の計上のプレッシャーが低いことから相対的に会計操作の不正の必要性が低いことが考えられる。ただ、非営利組織においても、北海道夕張市のように隠ぺい目的で不適切な会計処理を行っているケースもあり、また、公認会計士等の会計監査が入っていないことがほとんどであることから、単に発覚していないケースも考えられる。

セミナー後半では、さらに詳しく、具体的に監査委員監査におけるチェック項目として、例えば、購買管理なら、①購買に関するルールがあるか？②購入担当者と支払い担当者は分離されているか？③購入の際に、事前に上席者の承認を得ているか？④支払いの際に、事前に上席者の承認を得ているか？⑤検収手続に関するルールがあるか？立替払い・前金払いのルールがあるか？などを確認すること。ま

た、不正事例とその対応について、会計検査院の検査により明らかになった他県における国庫補助金にかかる不適切な事務処理について、知事の指示により調査を実施することになった。全庁調査を実施した結果、「預け金」や「翌年度納入」など不適切な事務処理が発見された。発生要因としては、職員の意識としてコンプライアンスの意識の薄れや、予算の使いきりなど公金の使い方の公正性に対する認識の低下。物品管理では在庫管理が十分になされていないため、計画的な購入が行われていない。予算執行においては、実績に基づくシーリングで予算の減額をおそれ、予算確保のために預けや翌年納入等を実施する。内部牽制として、契約・検収・支払が同一の職員が実施していた。などが考えられる。その対応として、

- ・人事異動における経理担当者の配置換え
- ・物品調達・管理システム等の見直し
- ・物品調達制度の見直し（集中調達、第三者検収など）
- ・関与した業者の指名停止等

が考えられる。

財政支援団体等の監査の着眼点、出資団体監査の着眼点、指定管理者監査の着眼点、など細部にわたり、講義があった。

今後の議員活動において大変内容のあるセミナーだった。